

令和3年8月27日

第8回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和3年8月27日(金) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者  
鍋島委員 堅田委員 中村委員  
谷脇(裕)委員 古谷委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長  
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第5号 農地売買に係るあっせん委員の選任について  
議案第6号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和3年第8回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>国広局長</p> <p>本日は、新型コロナウイルス感染予防対策として、推進委員の意見を集約後、農業委員を参集しての開催となっています。議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解のほどお願いします。本日は、8番山口委員より、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>本日は、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。説明があった通り、会議時間の短縮に努めますので、スムーズな運営をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は10番 堅田委員、12番 谷脇（裕）委員よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p><b>【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</b></p>
意見	<p>中西会長</p> <p>番号1についてですが、申請人は、市外に出ているようです。現在は、空き家となっていますが、家屋を建てて50年ほど経過しているようです。非農地とする事に特に問題はありません。</p> <p>15番 谷岡会長職務代理者</p> <p>番号2については、欠席している山口委員と森田委員が確認に行っており、先ほどの意</p>

審議	<p>見集約会で森田委員より問題ないとのご意見がありました。</p> <p>竹下次長 山口委員からも、欠席の電話をいただいた時に、特に問題がないとの報告を受けております。</p> <p>中西会長 それでは、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することと決定いたしますが構いませんか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>竹下次長 補足説明をします。番号1について、申請地は、下郷の田で面積が473㎡です。譲受人は、市内で農業経営をされている方で、売買による所有権移転により経営面積を拡大するものです。譲受人については、水稲およびハウスでのトマト、露地野菜等を作付しています。トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており、農作業歴も50年以上で取得後も農地を効率的に活用できると思われま。また、農作業についても夫婦で年間300日常時従事しているとのことですので問題ありません。下限面積は、経営面積が3,000㎡を超えているので問題ありません。申請地を取得後は、水稲を行うとのことなので周辺農地に影響を与えるものではないと考えます。番号2について、申請地は、下分の田で面積が119㎡です。譲受人は、市内で農業経営をされている方の世帯主で、売買による所有権移転により経営面積を拡大するものです。譲受人については、水稲および露地野菜、柿等を作付しています。トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており、農作業歴も50年以上で取得後も農地を効率的に活用できると思われま。また、農作業についても、本人は高齢のため従事で日数が少ないようですが、経営世帯の長男及び妻が年間300日</p>

	<p>常時従事しているとのことですので問題ありません。下限面積は、経営面積が3,000㎡を超えているので問題ありません。申請地については、もともと譲受人の妻が管理しており、取得後は、柿を植えるとのことなので周辺農地に影響を与えるものではないと考えます。番号1、および番号2について、農地法3条第2項第1号から第7号の許可基準で問題になるものはないと考えられます。</p>
議 長	<p>中西会長 関係委員のご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>4番 鍋島委員 番号1についてですが、現在も土地を借りて耕作しているので問題ありません。番号2については、年齢が不安でしたが、息子さんが耕作されるとのことなら問題はないです。</p> <p>15番 谷岡会長職務代理者 意見集約会でも問題ないとのことでした。</p>
審 議	<p>中西会長 特に問題がないようですので、番号1から番号2について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>
補足説明	<p>竹下次長 追加の補足説明になりますが、番号1について、土地改良予定区になっております。近いうちに利用権設定を行うので、改めて議案が来ることとなります。</p>
議 長	<p>中西会長 続きまして、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の審議についての審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 【議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗</p>

<p>補足説明</p>	<p>【 読】</p> <p>補足説明します。申請地は、その他の農地（第2種農地）となります。転用目的は、申請人は、分家であり当家の墓地がないとのことで、令和2年9月11日死亡の母が、現在、骨つぼで仏壇にあり、それを納骨するために納骨堂を新設するものです。自宅近くに公営墓地もなく、適地は申請地しかなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地整地費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円は、自己資金で整備する計画（貯金通帳の写しを添付）であり、資力・信用については問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は、転用許可日から令和3年12月30日となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、墓地埋葬法による許可申請済（同日付け）で許可見込みであり、特に問題は認められません。計画面積の妥当性は、所用面積13.02㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、申請地内で自然浸透。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。納骨堂への進入路は、市道より自己所有地内の耕作道を通り進入となります。</p>
<p>審 議</p>	<p>中西会長</p> <p>関係委員からは、周辺農地の所有者の同意もあり、問題ないと聞いております。問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
<p>採 決</p>	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
<p>議 長</p>	<p>中西会長</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議については、農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p> <p>それでは議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議案説明</p>	<p>国広局長</p> <p>【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
<p>補足説明</p>	<p>補足説明します。申請地は、その他の農地（第2種農地）です。転用の目的は、自己住宅を建築するもので、申請理由は、現在、借家住まいをしています。子どもの成長とと</p>

	<p>もに家族5人では手狭となり、適地を探していたところ、父が所有する農地を提供してもらえなくなった。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地取得費〇〇円、建築費等〇〇円を借り入れての建築計画であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は、転用許可日から令和4年3月29日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積137.26㎡、所要面積497㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透及び申請地内に設置した各集合桝を經由し、排水管を通して県道側溝に排水。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、排水管を通して同じく県道側溝に排水。排水における同意、工事、占用については、管理者である県須崎土木事務所より許可済です。また、周辺農地の同意も得ており、問題ないものと判断します。進入路は、県道より既存の床版橋を通り進入となりますが、管理者である県須崎土木事務所より占用については、許可済です。</p>
議 長	<p>中西会長 皆さんの方から、何かご意見等ありませんか。</p>
意 見	<p>15番 谷岡会長職務代理者 推進委員の意見集約会では、特に問題ないとの意見でした。</p>
審 議	<p>中西会長 問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 それぞれ許可を取っており、周辺農地の同意書もあるという事で特に問題はないと判断し、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。 続きまして、議案第5号 農地売買に係るあっせん委員の選任について を議題といたします。</p>
議案説明	<p>国広局長 【議案第5号 農地売買に係るあっせん委員の選任について 議案書をもとに朗読】</p>

議 長	中西会長 この議題に関しては、地元の委員にお願いしており、推進委員の意見集約会では三本委員と鍋島委員が推薦されましたがいかがでしょうか。
意 見	4番 鍋島委員 地元ですので、受けたいと思います。
議 長	中西会長 それでは、三本委員と鍋島委員をあっせん委員として選任することとします。 続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画について（諮問）を議題といたします。
議案説明	国広局長 【議案第6号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】
補足説明	森本主幹 先ほどの意見集約会でご指摘がありまして、整理番号R3-23の利用権設定を受ける者の農業経営の状況等の部分に間違いがありましたので訂正します。世帯構成員という項目の、女性1になっている部分は女性3が正しいですので修正をお願いします。 【整理番号R3-17から整理番号R3-23について別冊をもとに朗読】  利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。 整理番号R3-17については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は6人、うち4人が専従者となっております。 整理番号R3-18からR3-21については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は10人、うち6人が専従者となっております。 整理番号R3-22からR3-23については、借受人の主たる経営作物はきゅうりで、構成員は4人、うち2人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、今回は対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意について、整理番号R3-18以外は所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。整理番号R3-18については共有所有の土地であり、

	<p>所有権を有している者3名、うち2名の同意と75%の持ち分の同意を得られており、対象農地について1/2を超える共有持ち分を有する者の同意を得られております。以上で、今回の申請7件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
審 議	<p>中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 ご異議ないようですので、議案第6号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>竹下次長 活動記録簿について 遊休農地の調査について 農業年金加入推進特別研修会について</p>
閉会宣言	<p>中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会 午後 4時10分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

1 0 番

1 2 番